

令和3年度

第3回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年6月7日(月) 午後1時30分～午後2時29分

場所 庄原市役所 3階防災対策室

議案第1号 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(7月1日公告)の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫		○	13	明賀 美伸		○
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三		○
5	木村 英宗		○	16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹		○
10	前田 耕廣		○	21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓	○		22	青才 弘江	○	
12	竹森 達		○	23	松長 百合子		○
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和3年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は事前にご案内させていただいたとおり、コロナウイルス対策のため出席いただく委員を15名とさせていただき、開催日時、開催場所も変更させていただきました。</p> <p>本日、欠席の委員のお名前を申し上げます。</p> <p>2番植木委員、5番木村委員、10番前田委員、12番竹森委員、13番明賀委員、15番柳生委員、20番島津委員、23番松長委員です。</p> <p>また、本日の議事運営自体も出来るだけ速やかに進行させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。3番原田委員さん、4番堀江委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それではまず、議案第1号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」を上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>説明に入ります前に、議案の修正がありましたので、「総会当日配布(修正版)」をご覧ください。</p> <p>まず、議案第2号について、受付番号9が現地確認の結果取下げとなっております。</p> <p>続いて、議案第4号について、受付番号9を追加しております。</p> <p>これは、令和3年3月4日総会において、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定書を求めることにした口和の太陽光発電設備への転用申請について、書類の提出がありましたので追加をしております。</p> <p>さらに、議案第5号について、受付番号5の現況地目を現地確認の結果、宅地に変更しております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>それでは、議案第1号について説明させていただきます。</p> <p>(議案の内容を読み上げる。)</p> <p>委嘱する方は山本 豊様で、担当区域は山内町、木戸町、尾引町となっております。</p> <p>提案理由といたしましては、委員の補職に伴い、新任するため同意を求めるものです。</p>

	<p>説明資料 1 ページをご覧ください。令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 19 日まで庄原 11 地区定員 1 名を募集した結果、推薦は 1 件(谷本 豊様)、応募は 0 件でした。 候補者の推薦者等について資料に記載しております。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 10 について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 3 条の規定による許可について」申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画(7 月 1 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>説明に入ります前に事前送付分からの変更がありましたので、説明いたします。 変更内容につきましては、受付番号 3 から 5 の株式会社西城そば生産組合の件について、</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>期間が5年から6年に変更されました。それに伴い、受付番号と総括表の数値が一部変更となっております。</p> <p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和3年5月期の申し込み分については、別冊「令和3年7月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定一般分と、農地中間管理事業分となっております。</p> <p>利用権設定(一般分)につきましては合計8件、契約面積44,447.91㎡で、利用権設定(農地中間管理事業分)につきましては合計8件、契約面積が65,803㎡となっております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>ここでご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定(農地中間管理事業分)の農地8件に関わる農地となっております。</p> <p>(資料の配分計画の明細を読み上げる)</p> <p>以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 何かご質疑等ございますか。</p>
3 番原田委員	<p>株式会社ネクストファーム山内について、住所が三日市になっているが、会社の住所なのか、それとも代表の住所なのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>定款に定められている会社の住所になっております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 7 から 9 の 3 件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要) 受付番号 7 位置等：説明資料の 3・4 ページに記載 転用事由：プレハブ物置、鉢物、盆栽置場 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途地域のため、除外不要</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 8 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：住宅、駐車場、物干し場、ゴルフ練習場 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし</p>

<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外 その他：5月総会で許可が下りた案件だが申請内容(譲受人)に誤りがあったので、許可を取り消し、再度申請した。</p> <p>受付番号9 位置等：説明資料の7・8ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額借入資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：令和2年度第13回総会で一度審議されたものだが、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定が完了し、資料が整ったので再度審議していただく。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質問、ご意見はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号7から9の3件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号7から9の3件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号5から7の3件について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
<p>事務局員</p>	<p>受付番号5</p>

<p>(西城出張所)</p>	<p>位置等：説明資料 11・12 ページに記載 潰廃事由：昭和 53 年頃から物置を建て、利用している。 その他：顛末書の添付あり。 現地確認：現地は物置が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 6 位置等：説明資料 11・13 ページに記載 潰廃事由：昭和 47 年に農協が倉庫を建てた。その後平成 23 年に倉庫を残したまま返還を受けて、現在農機具庫として利用している。 その他：顛末書の添付あり。 現地確認：現地は倉庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 7 位置等：説明資料 14・15 ページに記載 潰廃事由：平成 10 年頃から耕作放棄となり、宅地隣接地ということもあって雑種地化した。(999 番) 平成 15 年頃農機具格納庫を建て、宅地化している。(1000 番) 現地確認：現地はそれぞれ雑種地化、宅地化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑等がございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>農業委員会法が改正されてから 5 年が経ち、見直しがされています。 その中で目をつけられているのが顛末書のようなのです。 悪質なものはないと思いますが、追認が多いということもあり、証明書を出す際にもう一度忠告を伝えていただければと思います。</p>
<p>4 番堀江委員</p>	<p>固定資産税は宅地が変わっている場合、遡って取っていると聞く。 悪質かどうかは二の次にしても、宅地化しているところは固定資産税の対象になっているわけだから、追認について考える必要があると思う。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p>

	<p>「非農地証明申請について」受付番号5から7の3件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号5から7の3件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月18日農業会議常任委員会が書面決議で開催 ・25日市役所で農業委員会会長開会がwebで開催 ・26日みどりの食料システム戦略の会議がwebで開催 ・6月2日農業会議女性協議会がwebで開催 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>それでは、青才委員さんからトマト苗の配布について報告をお願いいたします。</p>
22番青才委員	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト苗を5月27・28日に配布 ・板橋小学校から農業委員の活動について授業で話をしてもらえないかという提案があったこと <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回役員会の内容 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き、協議事項について事務局からお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>協議事項の1つ目、「庄原市農業委員会拡大役員会の開催について」説明いたします。</p> <p>(資料にて開催日時・参集範囲・所掌事項・ブロック会議の開催状況について説明)</p>

事務局員 (本庁)	ご意見を踏まえたうえでの修正はできていないのですが、意見に関して今年度検討していき来年の公表に向けて具体性を持っていければと考えております。
議長	この場で皆様から何かご意見がありますか。 (なしという声)
議長	それでは、このことについては役員会で協議したいと思います。 続いて事務局からお願いします。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・令和4年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて ・今後の主な日程 について報告を行った。
議長	皆様から他に何かございますか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第3回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時29分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年6月7日

議長
(道下 和子) _____

3番委員
(原田 實夫) _____

4番委員
(堀江 唯雄) _____